令和８年（フ）第１４２４号
京都府宮津市日置3110番地の２　マリントピア７号館　502号、開始決定時大阪市阿倍野区北畠１丁目24番30号　グランディール北畠303号
破産者　羽様　　久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４５２号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番８―203号
破産者　阪田　晃宏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９１０号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目13番１号
破産者　中村　健志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１４４号
大阪市北区豊崎３丁目８番５―511号
破産者　岸村　広光
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７５０号
堺市堺区出島町２丁７番49―209号
破産者　松井　千惠
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６８号
堺市中区新家町542番地１、住民票上の住所堺市東区野尻町284番地34
破産者　外山　誠英
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２７号
堺市西区津久野町３丁19番14号、前住所堺市西区浜寺船尾町西５丁570番地１　メゾンドール諏訪森702号
破産者　仮屋　幹郎
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
大阪府柏原市清州１丁目３番33―603号　サングレース柏原
破産者　小林　豊一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁15番地４　サウスメゾン101号
破産者　島田　美潤
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
神戸市北区大沢町市原236番地、従前の住所神戸市兵庫区東柳原町１番６―402号
破産者　神名　龍平
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３号
神戸市灘区烏帽子町２丁目２番19―402号、従前の住所大阪府岸和田市三ケ山町1376番地
破産者　土井　倫治
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３４号
神戸市中央区熊内橋通６丁目３番15号　エルパラッツォ新神戸303号
破産者　おそうじ本舗新神戸駅前店こと高見俊弥こと　高見　駿弥
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３５号
神戸市中央区熊内橋通６丁目３番15号　エルパラッツォ新神戸303号
破産者　高見明日成（旧姓篠原）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５６号
神戸市東灘区御影２丁目30番５－２号　カーサ御影　101号
破産者　東　竜太郎
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２５号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目８番23号
破産者　杉本　俊輔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８号
奈良県生駒市高山町10192番地11
破産者　南條　優子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８３号
奈良県大和郡山市南郡山町338番地１　プレステ五番館405号
破産者　木村　友紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
奈良市富雄泉ヶ丘11番６号
破産者　川西　清隆
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７５号
岡山県和気郡和気町田原上701番地
破産者　定國　恵美（旧姓石橋）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部